

別表（第3条関係）

<p>補助対象 経費</p>	<p>(1) 介護事業所等が気候変動の影響による猛暑などの様々な困難な事態下に介護サービスを継続するために必要となる経費（需用費、役務費、委託料等）</p> <p>①訪問系サービス事業所，通所系サービス事業所</p> <p>ア 燃料費，有料道路通行料等の移動に伴い必要となる経費</p> <p>イ 猛暑対策用品や雪害対策用品の購入等経費（ネッククーラー（ヒーター），熱中症対策ウォッチ，冷感（防寒）ポンチョ，スパイクタイヤ，スタッドレスタイヤ等）</p> <p>②入所施設，通所系サービス事業所，居住系サービス事業所及び短期入所系サービス事業所</p> <p>ウ 光熱水費，燃料費等の入居者・利用者の生活環境改善，職員の負担軽減・勤務環境改善に必要な経費</p> <p>エ 居室や浴室等における温度管理，湿度管理に必要な設備・物品等の購入等経費（業務用スポットクーラー，業務用スポットヒーター，ホットカーペット，業務用加湿器，業務用温水給湯器（給湯用，暖房用，融雪用），遮熱・遮光カーテン，ブラインド，換気扇・送風機・サーキュレーター等）</p> <p>(2) 介護事業所等が災害発生時に介護サービスを継続するために必要となる経費（需用費，役務費，委託料等）</p> <p>ア 飲料水，食料品等の備蓄物資の購入等経費</p> <p>イ ポータブル発電機，ポータブル電源・蓄電池等の購入等経費</p> <p>ウ 衛生用品，医療用品等の購入等経費</p> <p>エ 簡易浄水器，冷房機，暖房機，簡易トイレ，清潔保持のための用具等の購入等経費</p> <p>オ その他災害への備えとして必要と認められる経費</p>																												
<p>補助金額</p>	<p>補助対象となる介護事業所等ごとに，補助対象経費の（1）及び（2）の合計額の実支出額と次の基準額とを比較して少ない方の額を補助金額とする。</p> <p>なお，1,000円未満の端数が生じた場合には，これを切り捨てるものとする。</p> <p><基準額></p> <table border="1" data-bbox="343 1512 1436 2060"> <thead> <tr> <th colspan="2">介護事業所等の種別（※1）</th> <th>単位：千円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">訪問介護 事業所</td> <td>集合住宅併設型（同一建物減算の算定がある事業所）</td> <td>200/事業所</td> </tr> <tr> <td>上記以外であって，1月あたり延べ訪問回数200回以下</td> <td>300/事業所</td> </tr> <tr> <td>上記以外であって，1月あたり延べ訪問回数201回以上2,000回以下</td> <td>400/事業所</td> </tr> <tr> <td>上記以外であって，1月あたり延べ訪問回数2,001回以上</td> <td>500/事業所</td> </tr> <tr> <td colspan="2">訪問入浴介護事業所</td> <td>200/事業所</td> </tr> <tr> <td colspan="2">訪問看護事業所</td> <td>200/事業所</td> </tr> <tr> <td colspan="2">訪問リハビリテーション事業所</td> <td>200/事業所</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">通所介護 事業所</td> <td>1月あたり延べ利用者数300人以下</td> <td>200/事業所</td> </tr> <tr> <td>1月あたり延べ利用者数301人以上600人以下</td> <td>300/事業所</td> </tr> <tr> <td>1月あたり延べ利用者数601人以上</td> <td>400/事業所</td> </tr> </tbody> </table>	介護事業所等の種別（※1）		単位：千円	訪問介護 事業所	集合住宅併設型（同一建物減算の算定がある事業所）	200/事業所	上記以外であって，1月あたり延べ訪問回数200回以下	300/事業所	上記以外であって，1月あたり延べ訪問回数201回以上2,000回以下	400/事業所	上記以外であって，1月あたり延べ訪問回数2,001回以上	500/事業所	訪問入浴介護事業所		200/事業所	訪問看護事業所		200/事業所	訪問リハビリテーション事業所		200/事業所	通所介護 事業所	1月あたり延べ利用者数300人以下	200/事業所	1月あたり延べ利用者数301人以上600人以下	300/事業所	1月あたり延べ利用者数601人以上	400/事業所
介護事業所等の種別（※1）		単位：千円																											
訪問介護 事業所	集合住宅併設型（同一建物減算の算定がある事業所）	200/事業所																											
	上記以外であって，1月あたり延べ訪問回数200回以下	300/事業所																											
	上記以外であって，1月あたり延べ訪問回数201回以上2,000回以下	400/事業所																											
	上記以外であって，1月あたり延べ訪問回数2,001回以上	500/事業所																											
訪問入浴介護事業所		200/事業所																											
訪問看護事業所		200/事業所																											
訪問リハビリテーション事業所		200/事業所																											
通所介護 事業所	1月あたり延べ利用者数300人以下	200/事業所																											
	1月あたり延べ利用者数301人以上600人以下	300/事業所																											
	1月あたり延べ利用者数601人以上	400/事業所																											

通所リハビリテーション事業所	200/事業所
特定施設入居者生活介護事業所 (養護老人ホーム, 軽費老人ホームを除く)	200/事業所
福祉用具貸与事業所	200/事業所
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	200/事業所
夜間対応型訪問介護事業所	200/事業所
地域密着型通所介護事業所	200/事業所
認知症対応型通所介護事業所	200/事業所
小規模多機能型居宅介護事業所	200/事業所
認知症対応型共同生活介護事業所	200/事業所
地域密着型特定施設入居者生活介護事業所 (養護老人ホーム, 軽費老人ホームを除く)	200/事業所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	200/事業所
居宅介護支援事業所	200/事業所
介護老人福祉施設	6/定員
介護老人保健施設	6/定員
介護医療院	6/定員
地域密着型介護老人福祉施設	6/定員
短期入所生活介護事業所	6/定員
養護老人ホーム	6/定員
軽費老人ホーム	6/定員
<p>※1 通所介護及び訪問介護の事業所規模は, 原則として令和7年4月サービス提供分から令和7年9月サービス提供分までの月平均利用者数により区分する。</p> <p>介護老人福祉施設, 介護老人保健施設, 介護医療院, 地域密着型介護老人福祉施設, 短期入所生活介護事業所, 養護老人ホーム及び軽費老人ホームの定員数は, 原則として令和7年4月1日時点の定員とする。</p>	